第3章　静岡市の将来像と4つの戦略

3-1. 目指す将来像

本市では、第３次静岡市総合計画（平成 27(2015)年）における生活環境分野の政策の一つとして、また、第２次静岡市環境基本計画（平成 27(2015)年）の基本目標の一つとして「豊かな自然環境を守り　次の世代へ繋いでいきます」を掲げています。本地域戦略では、これら上位計画に加え、生物多様性国家戦略 2012-2020 が定める短期・長期目標も踏まえ、本市の 2050 年の将来像を設定し、2030 年までの目標を定めます。

「生物多様性国家戦略 2012-2020」

◆長期目標（2050 年）
生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとし、自然共生社会を実現する。

◆基本地域戦略
・生物多様性を社会に浸透させる
・地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
・森・里・川・海のつながりを確保する
・地球規模の視野を持って行動する
・科学的基盤を強化し、政策に結びつける

長期的なまちのビジョン「2050 年の静岡市の姿」として、「生きものとの共生による、健康で豊かな暮らしを次世代に受け継いでいく社会」を掲げ、本地域戦略では、2030 年に向け「社会・自然の変化に対応した生物多様性への理解・協働推進による保全・再生の拡大」を目指します。

2030 年の目標達成に向け、戦略１「生息・生育場所を守る」、戦略２「活動のきっかけをつくる」、戦略３「活動を継続する」、戦略４「生物多様性を評価する」に従い、各種施策を展開するとともに、４つの戦略を総合的かつ横断的に推進し、戦略全体をリードするために定めたリーディングプロジェクトに係る、事業の実施状況等を確認していきます。（次ページ参照）

2050

ゴール

2050年の静岡市の姿

生きものとの共生による、健康で豊かな暮らしを次世代に受け継いでいく社会

2030

第2次目標

2030年の目標

社会・自然の変化に対応した生物多様性への理解・協働推進による保全・再生の拡大

第2次静岡市生物多様性地域戦略（今回）

リーディングプロジェクトを中心とした施策展開・PDCAサイクルに基づく見直し

戦略1

生息・生育場所を守る
～人と生きものが共生する社会づくり～

方針1-1　南アルプスから駿河湾まで広がる生きものの生息・生育場所を守ります。
方針1-2　自然と居住の境界の環境保全に努めます。
方針1-3　外来種の把握・防除に努めます。

戦略2

活動のきっかけをつくる
～自然を身近に感じ、親しむ社会づくり～

方針2-1　まちなかでの自然ふれあい機会の拡大に努めます。
方針2-2　自然の中での健康的な活動機会を推進します。
方針2-3　身近な緑地の保全に努めます。

各戦略を横断し戦略全体をリードする

6つのリーディングプロジェクト

① 南アルプス地域保全・再生プロジェクト
② 里地里山保全・活用プロジェクト
③ 外来種対応の適正化推進プロジェクト
④ まちなか自然ふれあい活動推進プロジェクト
⑤ 幼児期からの環境教育推進プロジェクト
⑥ 環境モニタリング等の市民参加推進プロジェクト

戦略3

活動を継続する
～環境への関心・関与を継続できる社会づくり～

方針3-1　幼児期からの環境教育を推進します。
方針3-2　多様な主体間での生物多様性情報の共有を図ります。
方針3-3　環境保全活動の輪を広げます。

戦略4

生物多様性を評価する
～生物多様性に配慮した社会づくり～

方針4-1　多様性評価のための適正な指標整備を図ります。
方針4-2　指標に基づく種の保全環境の整備に努めます。
方針4-3　生態系の多様性に配慮した行動への転換に努めます。

2021

第2次スタート

前戦略

2020年の目標

生物多様性の考え方の普及と保全・再生への着手

＜政策体系図＞

主に関係があるもの（太線）　　その他関係があるもの（細線）

3-2. 4つの戦略

戦略1 「生息・生育場所を守る」 ～人と生きものが共生する社会づくり～

自然環境の保全や生きものの保護、野生生物の適正な管理、外来種対策など、人と生きものが共生していくための取組を推進し、南アルプスから駿河湾まで生きものの生息・生育場所が広がり、あちこちで生きものの姿を見ることができる社会を目指します。

方針1-1 南アルプスから駿河湾まで広がる生きものの生息・生育場所を守ります。

（1） 生きものの生息・生育場所を守ります。

施策	取組
① 南アルプスの貴重な 生きものの保全	・シカの食害対策の推進と高山植物の保護 ・ライチョウ保護に向けた生息状況調査等の取組の推進 ・南アルプス動植物環境調査の実施 ・リニア中央新幹線工事における環境保全への対応
② 里地里山の生きものの 生息・生育場所の保全	・里地里山環境の維持と継続的な管理に向けた取組の推進 ・生物多様性の保全に資する農業の推進（環境保全型農業※の推進） ・野生鳥獣の適正な管理の実施 ・専門家による動植物調査の実施
③ 清流の保全	・河川環境アドプトプログラムの実施 ・市民との協働による河川環境の保全 ・市民、事業者及び市の三者協働による清流の保全 ・河川環境の保全に係る啓発 ・多自然川づくりによる生物の生息・生育環境の保全 ・河川等の水質維持管理 ・水源涵養林※の維持管理 ・水産資源の保護推進
④ 海岸における生きものの 生息・生育場所の保全	・アカウミガメの産卵場所の保全 ・人工海浜・海浜緑地の整備推進 ・藻場の生育環境の保全 ・市民との協働による海岸の環境保全 ・海洋プラスチックごみ※に関する啓発 ・水産資源の保護推進（再掲）
⑤ 希少野生生物の保護対策の推進	・希少動植物種の保全と再生に向けた取組の推進 ・自然公園の保全管理の推進 ・野生生物保護に関する普及啓発 ・市民との協働による希少種の生息環境の保全 ・ペットの飼育方法や動物取扱業に関する普及啓発

（2） 公共事業の計画・実施において、生きものの生息・生育環境に配慮します。

施策	取組
① 生きものの生息・生育場所への配慮	・生物多様性に配慮した工法の検討・採用 ・河川改修における多自然川づくりの推進 ・地域特性に配慮した公園・緑地等の整備 ・法面工事等における生物多様性への配慮

清流の保全　～多自然川づくりや生物調査～

多自然型の川づくりは、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、あるいは最低限の改変にとどめるとともに、良好な河川環境の保全・復元を目指した川づくりです。本市でも、一級河川大門川などで生態系に配慮した川づくりを行ってきました。

多自然型の川づくりによる河川整備を進めている、二級河川浜川では、生物のモニタリング調査を実施し、生物面から見た効果や課題を抽出するなど、今後の川づくりの一助とするための取組を行っています。

大門川（洲を形成する川づくり）

浜川（生物モニタリングを実施）

里地里山の保全　～放任竹林対策～

雑木林や田んぼ、畑、ため池や小川、竹林など、人の手が入り、昔から人間の暮らしの傍にあった場所のことを里地里山と呼びます。手つかずの自然が残る「奥山」と、人の生活が集中する「都市」の中間にあり、山菜などの食べ物だけでなく、家屋に使われる木材など、私たちの生活に多くの恵みを与えてくれます。また、人と野生動物のクッション（緩衝地帯）の役目も果たしています。

一方で、近年は里地里山に人の手が入らなくなったことで荒廃が進み、特に「放任竹林」による問題が深刻です。放置された竹林は暗く、生物の多様性がとても低くなるほか、災害の危険度も増します。そのため、本市では放任竹林対策として様々な取組を行います。

竹破砕機講習会の様子

里地里山の活用　～静岡水わさびの伝統栽培～

水の流れを緩やかにするわさび田には多様な生物が生息し、それらを餌にする鳥や魚などが周辺に棲むなど、本来の自然を維持するだけでなく、豊かな生態系の基盤となっています。例えば、サワガニやサンショウウオをはじめとする多種の水生生物、トンボやカゲロウ、チョウなどの昆虫類、カワニナのような流水性の貝類など、清流を代表する様々な種が生息しています。ほかにも、ホラアナミジンニナのような環境省レッドリストで絶滅危惧種に選定されている生物も見つかっています。

オニヤンマ

オニヤンマ（ヤゴ）

スジグロシロチョウ

サンショウウオ

また、周辺を流れる渓流にはアマゴやカジカ、ヤマメなどの魚類が生息し、森にはそれらを捕らえるヤマセミ、カワガラスなどを見ることができます。さらに、シダ植物を始めとした多くの植物も生育しており、その姿を見ることができます。

自然を最大限に利用したわさび田は、人力を中心に管理され、肥料や農薬を極力使わないことから、環境に負荷を与えず、わさび田周辺の沢や森林環境が保全され、生物多様性の維持に貢献しています。このように、河川の源流に位置するわさび田は、環境改変や外来種の侵入が少ないことにより、重要種の保全地域としても貴重な存在となっており、観光資源だけでなく、環境教育の場としての活用も期待されます。

わさび田の四季の変化

出典：静岡わさび農業遺産推進協議会「静岡水わさびの伝統栽培」

方針1-2　自然と居住の境界の環境保全に努めます。

（1）自然と居住の境界の環境保全に努めます。

施策	取組
① 自然と居住の境界の環境保全	・放任竹林対策の実施と支援 ・緩衝地帯の整備推進 ・耕作放棄地対策 ・地産地消の促進による里地里山の利活用 ・森林整備の促進・支援

方針1-3　外来種の把握・防除に努めます。

（1）外来種に関する普及啓発と管理体制を構築します。

① 市民の外来種に対する理解の促進	・市政出前講座等による外来種の普及啓発 ・外来種に関する情報の収集とホームページ等による周知 ・ペットの飼育方法や動物取扱業に関する普及啓発（再掲） ・市民参加による外来種の生きもの調査の実施 ・外来種を増やさないための情報発信
② 外来種の生息情報等の情報収集	・専門家や関係機関との協働による生きもの調査の実施 ・関係機関からの生きもの調査の情報収集・蓄積
③ 外来種の適正な管理体制の構築	・市民参加による外来種防除活動の実施 ・市民との協働による管理体制の仕組みづくり ・防除計画に基づく適切な防除の実施 ・特定外来生物の継続的な調査

外来種の把握・防除　～外来種対策～

外来種は、在来種を捕食したり、生息場所を奪ったりするなど、生きものの生息・生育環境の減少・劣化の原因の一つとなっています。そのため本市は、外来種の繁殖拡大について、適正な管理を検討し、市民や市民活動団体などとの協働による管理体制の構築を目指しています。

カミツキガメに対しては、大学や市民と連携した捕獲調査を継続して実施しています。

そのほか、オオキンケイギク、アライグマなど、特定外来生物に対する調査・防除を中心に実施しています。また、外来種や生物多様性について市民に広く周知するため、啓発活動も継続して行います。

特定外来生物のカミツキガメ

戦略2 「活動のきっかけをつくる」～自然を身近に感じ、親しむ社会づくり～

まちなかの緑化等を進め、身近な自然に触れ合う場や機会を創出すること、里地里山や南アルプスをはじめとする自然の中での環境教育や保全活動の場を増やすことを通じて、だれもが気軽に自然と触れ合える環境を整備し、日頃から日常生活と生物多様性の関わりを感じることのできる社会の構築を目指します。

方針 2-1 まちなかでの自然ふれあい機会の拡大に努めます。

（1） まちなかでの自然ふれあいの機会を創出します。

施策	取組
① 環境保全活動の推進	・まちなかにおける市民協働の環境保全活動 ・市民との協働による河川環境の保全（再掲） ・放任竹林対策の実施と支援（再掲） ・市民参加による外来種防除活動の実施（再掲）
② 自然体験等の環境学習機会の提供	・環境学習指導員の派遣 ・大学、企業、市民活動団体などと連携した自然体験教室の実施 ・市民参加による生きもの調査の実施 ・環境学習会や自然体験教室など、自然と触れ合えるイベントの開催 ・自然体験ができる場の整備 ・自然と触れ合える場所の情報発信

まちなか環境保全 ～花苗等の配布～

地域の緑化活動を支援し、花いっぱいのまちづくりを推進するため、公共的な花壇等の緑化の支援を目的とした花苗等の配布を行っています。

まちなかの緑化が進むことで、野鳥や昆虫、植物の観察など、市民が自然を体験する機会を提供することができるほか、生きものの生息環境が整うことによる生物多様性の保全が期待できます。

花苗等配布の様子

河川環境の保全 ～興津川保全市民会議～

市民、企業、関係団体、行政が一体となり、清水区の水道の水源である「興津川」を守るため、平成6（1994）年に設立されました。河川清掃や川の生きものとの触れ合いイベントの開催のほか、水を蓄える“緑のダム”である森の存在も重視し、20 年以上にわたる植林や下草刈りに取り組んでいます。また、子どもたちが森や川など自然の仕組みを学べる場を提供しています。

「川の生きもの観察会」の様子

方針 2-2　自然の中での健康的な活動機会を推進します。

（1） 自然の中での活動機会を創出します。

施策	取組
① 環境保全活動の推進	・市民との協働による河川環境の保全（再掲） ・市民との協働による海岸環境の保全（再掲） ・放任竹林対策の実施と支援（再掲） ・市民参加による外来種防除活動の実施（再掲）
② 自然体験等の環境学習機会の提供	・環境学習指導員の派遣（再掲） ・大学、企業、市民活動団体などと連携した自然体験教室の実施（再掲） ・市民参加による生きもの調査の実施（再掲） ・環境学習会や自然体験教室など、自然と触れ合えるイベントの開催（再掲） ・自然体験ができる場の整備（再掲） ・自然と触れ合える場所の情報発信（再掲）
③ 歴史や文化など地域の魅力を活かした活動の推進	・エコツーリズム※、グリーンツーリズム※の推進 ・三保松原に係る普及啓発 ・体験型観光、農山漁村体験、森林教室などの実施と支援 ・地域資源の活用・利用促進 ・移住促進事業との連携

自然体験イベント　～麻機遊水地～

麻機遊水地には、絶滅が危惧されるオニバス、ミズアオイ等の植物や昆虫、野鳥など様々な生きものが生息しています。これらの生きものを守るため、ボランティア団体が保護・管理活動を行うほか、自然観察会などのイベントを開催して、麻機遊水地特有の植物や自然と触れ合う機会を提供しています。

麻機遊水地での自然観察会の様子

自然体験イベント　～うしづま水辺の楽校～

「水辺の楽校（がっこう）」は、子どもたちの、水辺での遊びや自然体験を豊かにすることを目的として、国土交通省が進めているプロジェクトです。安倍川中流域は平成15（2003）年度に「水辺の楽校プロジェクト」の登録を受けました。その後、平成 20（2008）年に安倍川河川敷に「うしづま水辺の楽校」が完成、地元住民による「うしづま水辺の楽校世話人会（ボランティア団体）」が発足し、子どもたちが安全に自然と触れ合う場所として、親しまれています。

イベントの様子
出典：静岡市葵区自治会連合会ブログ

（2） 環境保全活動に参加しやすい体制を整備します。

施策	取組
① 里地里山における保全活動の推進	・放任竹林対策の実施と支援（再掲） ・竹破砕機講習会の実施や竹林整備隊参加の呼びかけ ・森林環境アドプト事業の実施 ・放任竹林の活用方法の検討
② 環境保全活動への市民参加の促進	・市民との協働による海岸・河川清掃の実施 ・アドプトプログラム※への市民の積極的な参加呼びかけ ・自然環境に関する様々な活動への市民参加の促進 ・各種団体の活動内容の情報発信

自然環境に関する市民参加の促進～アドプトプログラム～

「河川環境アドプトプログラム」

団体、事業所、グループ、サークル、家族、個人などの環境美化ボランティア活動により、安倍川・藁科川・興津川における河川敷などのごみを取り除き、美しい河川を創るとともに環境学習に生かしたり、川に愛着を持ったりしてもらえるような取組として、平成 14（2002）年度にスタートしました。

「自然環境アドプトプログラム」

団体、事業所、グループ、サークル、家族、個人などのボランティアの皆さんが、身近な自然を自主的に保護・保全していく活動を通じて、人間と自然との共生を推進する取組として平成 15（2003）年度にスタートしました。

アドプトとは・・・

「縁組」のこと。安倍川、藁科川、興津川の河川敷等を一定区間に分け、区間ごと参加者を募り河川敷等と参加者が縁組する。

河川環境アドプトプログラムによる活動

自然環境アドプトプログラムによる活動

方針 2-3　身近な緑地の保全に努めます。

（1） 身近な自然の創出を推進します。

施策	取組
① 身近な自然環境の整備	・里地里山環境の保全と再生 ・身近な樹木、植栽等緑地の整備 ・公共施設における緑化推進 ・河川の多自然化と緑化推進
② 保全活動継続体制の整備	・保全活動団体の支援 ・各種団体の活動内容の情報発信（再掲）

戦略3 「活動を継続する」 ～環境への関心・関与を継続できる社会づくり～

幼児期からの環境教育や保全活動の機会を提供し、自然と触れ合うことにより、自然を大切にする心を育んでいきます。また、継続的に参加できる事業や活動の場を提供することで、成長しても自然への関心が引き継がれ、保全活動意欲が継続する社会の構築を目指します。

方針 3-1 幼児期からの環境教育を推進します。

（1） 環境教育に取り組みやすい体制を整備します。

施策	取組
① 環境学習会、イベント等における人材活用	・環境学習指導員の派遣（再掲） ・環境大学卒業生の活躍の場の創出 ・大学、企業、市民活動団体などと連携した自然体験教室の実施（再掲） ・環境学習会、イベント等で活躍できる人材の発掘
② 環境教育・保全活動の指導者の育成	・環境学習指導員に対する研修 ・環境大学の運営 ・自然体験活動指導者の育成
③ 環境学習教材の活用	・環境学習教材（ハンドブック・動画等）の作成 ・環境学習教材の提供・情報発信
④ 保護者や地域を巻き込んだ環境学習会の実施	・環境学習会や自然体験教室など、自然と触れ合えるイベントの開催（再掲） ・生きものとの触れ合いイベントの開催 ・地産地消の促進 ・農業・漁業・森林協同組合と連携した環境学習の推進
⑤ 環境教育を取り入れた取組の推進	・図書館における環境教育の推進 ・生涯学習施設における環境教育の推進 ・こども園、小中学校における環境教育の推進

人材活用 ～環境学習指導員の派遣～

環境に対する市民意識の向上と、自発的な環境保全活動の促進を目指して、学校、こども園、児童クラブ、自治会などが実施する環境学習会に対して、講師として環境学習指導員を派遣します。

自然観察会や自然クラフトを通じ、身近な自然や生きものについて学べるほか、地球温暖化などの講話を通じて、幅広い環境問題について学ぶことができます。

指導員による環境学習の様子

＜派遣例＞野鳥の観察会、身近な川の水質・生きもの調査、学校・園周辺を散策しながらの野草遊びなど

方針 3-2　多様な主体間での生物多様性情報の共有を図ります。

（1）生きものの生息状況に関する情報を共有し、継続的な活動を推進します。

施策	取組
① 生きものの生息状況に関する専門的な調査の実施と情報収集・蓄積	・専門家や専門機関との協働による生きもの調査の実施（再掲） ・関係機関からの生きもの調査の情報収集・蓄積（再掲）
② 市民による生きもの調査の実施と情報収集・蓄積	・市民参加による生きもの調査の実施（再掲） ・市民参加による生きもの調査の情報収集・蓄積
③ 生きものの生息状況や経年変化、各種事業による影響の把握	・継続的な生きもの調査の実施 ・市民などによる継続的な生きもの調査の仕組みづくり
④ 生きものの生息状況に関する情報提供	・収集・蓄積した情報のホームページへの掲載 ・生きもの調査への参加呼びかけ

情報提供　～いきもの散策マップ～

身近な自然の中で、生きものや植物との触れ合いを楽しみながら、自然の大切さや、自然との関わりを感じてもらうため、「いきもの散策マップ」を作成しています。これまでに静岡市内で 27コースのマップを作成しました。

見慣れた動植物だけでなく、普段見かけないものまで、生息する生きものについて、散策しながら探したり、調べたりすることができます。

散策マップ「久能山東照宮コース」（一例）

（2）市民・企業・市民活動団体・地域住民・学校などが連携し、環境活動を推進します。

施策	取組
① 市民・企業・市民活動団体・地域住民・学校などの連携による環境活動の推進	・アドプトプログラム参加団体、企業、市民活動団体などの活動情報収集 ・各種団体の活動内容の情報発信（再掲） ・市民の活動発表の場の提供 ・企業活動における環境活動の積極的な取り入れの呼びかけ ・企業や団体による SDGs宣言 ・農業・漁業・森林協同組合と連携した環境学習の推進（再掲）

方針 3-3　環境保全活動の輪を広げます。

（1）環境活動のネットワーク化を図ります。

施策	取組
① 活動団体の連携促進	・河川環境アドプトプログラムの実施・拡大 ・自然環境アドプトプログラムの実施・拡大 ・放任竹林保全活動団体間の情報共有 ・市民の活動発表の場の提供（再掲） ・各種団体の活動内容の情報発信（再掲）
② 活動情報の収集・発信	・アドプトプログラム参加団体、企業、市民活動団体などの活動情報収集（再掲） ・各種団体の活動内容の情報発信（再掲）
③ 活動の輪の拡大	・アドプトプログラムへの市民の積極的な参加呼びかけ（再掲） ・活動情報の発信等による積極的な周知

（2）保全活動、保全活動団体を支援します。

施策	取組
① 保全活動など環境に関わる 活動団体の継続支援	・保全活動の担い手育成 ・河川環境アドプトプログラムの実施・拡大（再掲） ・自然環境アドプトプログラムの実施・拡大（再掲） ・森林環境アドプト事業の実施・拡大 ・放任竹林対策の実施と支援（再掲） ・市民による森づくりの支援
②　活動団体に関する情報の発信	・各種団体の活動内容の情報発信（再掲）

森林整備　～森林環境アドプト事業～

森林地域の恩恵を受ける都市地域の企業・団体等の皆様に寄付をいただき、森林が効率的に二酸化炭素を吸収するために必要な整備を行い、市域内で排出される二酸化炭素を市域内で吸収する「森林環境アドプト事業」に取り組んでいます。令和元（2019）年度からは、協力をいただいた企業・団体の皆様のイメージ向上に寄与するための情報発信強化と SDGs の視点も踏まえ、森林整備により発生した間伐材を活用した「積み木」を作成し、こども園や幼稚園などに順次寄贈しています。

森林環境アドプト事業の目指すべき姿

戦略4 「生物多様性を評価する」 ～生物多様性に配慮した社会づくり～

生きもの調査等により生物多様性の変化をモニタリングしていくとともに、これらに大きく影響する消費・経済活動における環境への配慮を促し、生物多様性の保全につながる環境負荷の少ない社会の構築を目指します。

方針4-1 多様性評価のための適正な指標整備を図ります。

（1） 環境保全活動を評価する制度を検討します。

施策	取組
① 生きもの調査、モニタリング等に基づく評価	・専門家や関係機関との協働による生きもの調査の実施（再掲） ・関係機関からの生きもの調査の情報収集・蓄積（再掲） ・市民参加による生きもの調査の実施（再掲） ・市民参加による生きもの調査の情報収集・蓄積（再掲） ・継続的な生きもの調査の実施（再掲） ・生きもの調査等の情報の解析 ・生物多様性を評価するための指標種の設定 ・指標種に基づく生物多様性の評価
② 市民や市民活動団体の活動内容に基づく評価	・アドプトプログラム参加団体、企業、市民活動団体などの活動情報の収集（再掲） ・保全活動団体等の認証制度の検討

生きもの調査～水のおまわりさん事業～

川の中には様々な生きものが生息していますが、川の水質や環境によって、生息する生きものの種類が異なります。そのため、川にどのような生き物がいるかを調べることで、その川の水質や特徴を知ることができます。

本市では、市民が身近な川を調査する「水のおまわりさん事業」を実施し、市民の自然への興味・関心の醸成を進めています。調査では、川底の生きものを採取し、その種類や数を調べる「水生生物調査」と川の水を採取しその汚れを色で判定する「パックテスト調査（簡易水質調査）」の2種類の手法を使い、水質を調査します。

「水生生物一覧表」（水のおまわりさんにて配布）

方針4-2　指標に基づく種の保全環境の整備に努めます。

（1） 指標を活用した保全活動や活動の評価を実施します。

施策	取組
① 生きもの調査、モニタリング等に基づく評価の向上	・継続的な生きもの調査の実施（再掲） ・生きもの調査実施に対する表彰制度の検討 ・生きものの生息域保全活動の推進 ・指標種に基づく生物多様性の評価（再掲）
② 市民や市民活動団体の活動内容に基づく評価の向上	・保全活動団体等の認証制度の検討（再掲） ・各種団体の活動内容の情報発信（再掲）

方針4-3 生態系の多様性に配慮した行動への転換に努めます。

（1） 環境負荷の少ない消費や経済活動を推進します。

施策	取組
① 生物多様性や環境に配慮したライフスタイルの促進	・地産地消の推進による地元産品への関心喚起 ・地域資源の活用・利用促進（再掲） ・市産材の活用促進 ・廃棄物に係る理解促進 ・地球温暖化対策に関する情報発信 ・国民運動「COOL CHOICE※」の推進 ・再生可能エネルギー※の普及啓発 ・水素エネルギー利活用の促進 ・溶融スラグ※利活用の推進 ・行政、市民、企業におけるエコラベル商品の購入 ・森林認証制度をはじめとした様々な認証制度の周知 ・ペットの飼育方法や動物取扱業に関する普及啓発（再掲） ・個人で簡単に取り組むことができる行動の情報発信
② 生物多様性や環境に配慮した企業などの取組の支援	・企業や団体による SDGs宣言（再掲） ・地産地消の促進（再掲） ・環境学習教材の提供・情報発信（再掲） ・環境保全型農業の推進 ・農業・漁業・森林協同組合と連携した環境学習の推進（再掲）
③ 生物多様性に関する情報発信の強化	・SNS 等、様々な媒体を活用した情報発信 ・しぜんたんけんてちょうの改修による情報発信の強化 ・企業に対する積極的な情報提供